

注釈の一覧 第4回添削済答案②（会社法）.pdf

ページ :1

□ 番号 :1 日付 :2024/05/14 12:19:06

番号 :2 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/04 8:06:46
? 309条2項 誤記でしょうか注意下さい。

番号 :3 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/04 8:08:53
303条の議題提案権と305条の議案要領通知請求権はセットで理解下さい。
イメージ付かなければご質問下さい。

303から305の具体的なイメージは私も実務に出てから分かった気がするので、酷かもしれませんが。

番号 :4 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/04 8:09:26
取締役が招集してくれれば良いのでは? 実効性に欠けるがよく分かりません。

番号 :5 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/04 8:03:04
1について結構です。
特段指摘はありません。

番号 :6 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/04 8:03:38
「総会」という用語は止めましょう。「株主総会」で徹底下さい。

番号 :7 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/04 8:05:19
迷ったのかもしれませんが、根拠法令は1項でしょう。
2項は取締役会設置会社における要件を加重する規定と整理しています。

探 点

(2) 事件の起こることを、事件発生に起因し、乙は「非善格者」となり、剝奪の手段を新株予約権の行使で出さないとなっている。乙以外の株主は、行使が可能であり、突然に行使を乙以外の株主に委託の約行使が行われる。株式交付の評価が用いられることより、乙は持株比率、急激に低下するに、経済的損状を被ること

※解答は左ページから書き始めてください

ページ 2

番号 : 1 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/05 19:00:14

「会社の利益を害する」の理由付けがよく分かりません。
これでは、賛成する人が多いので、会社が利益を害すると記載しているように読めます。

番号 : 2 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/05 18:58:37

規範立てにつき結構と思います。

番号 : 3 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/05 19:01:12

ご承知のとおりと思いますが、これでは検討が浅いです。
判例から復習下さい。

探点

探点

[illegible]

ページ

裏面へ

番号 : 1 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/05 19:01:52

830条2項？
423I が聞かれているのに、この条項を引っ張る意味はないです。